

平成20年度第6回大規模小売店舗立地審議会議事概要

日 時：平成21年2月27日（金） 午後10時00分～午前11時20分

場 所：コラボしが21 3階 中会議室2

議 題：1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

(1) 「三洋堂書店長浜店」の新設届出に係る審議

2 報告

(1) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きにより審議会の議決を経ない届出について

(2) その他

出席委員（五十音順）：尾賀委員、恩地委員、金谷委員、塚口委員、中委員、夏原委員、八軒委員

県出席者：和田商工観光労働部次長、土屋課長、鏑田参事、江村副参事、陌間副主幹、高田主事

〔議事概要〕

議題1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

「三洋堂書店長浜店」の新設届出について事務局資料に基づき説明

1. 建物設置者の説明、質疑応答

(1) 「三洋堂書店長浜店」の変更届出について

会長：どうぞ、そこへお掛けください。

それじゃ、ご苦労様でございます。三洋堂書店長浜店の建物設置者でございます株式会社三洋堂書店さんから概略をご説明いただきたいと思います。おおむね概要は承っておりますので、周辺地域への生活環境の影響、それから配慮事項を中心に10分程度でご説明いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

建物設置者：よろしく願いいたします。説明をさせていただきます。ちょっと時間が長くなりますので、座って説明をさせていただきますけど、よろしく願いします。

まず、基本的な概要というのは、もうご説明済みということですが、基本的に、このお店は平成14年8月にオープンしておりまして、今までで7年営業させていただいておる店舗でございます。ただ、昨今のマーケットの推移に伴いまして、レンタルの部分を将来的に物販のほうへと考えておりまして、その部分を物販にしますと1,000㎡を超えて立地法の物件になるということで、今回届出をさせていただいたという次第でございます。

ですので、例えば建物を増設するとか、駐車場を削るとか、そういったような予定は一切しておりません。具体的にはどうするのかといいますと、店内の棚を入れ替えまして、今までビデオだった部分に本を置くといったような形でございます。

この変更によって、実際どのような影響があるかといったところですが、正直なところ、床面積を増やしたことによって例えばお客様が突然増えるとか、そういったようなことは、そうなると大変うれしいですけれども、なかなか想定しづらくて、既存のお客様がお店から離れていってしまうといったところをできるだけ防ぎたいといったような意思で、上っていくためじゃなく、下がらないために現況をできれば維持したいというところを目的として、させていただく変更といったところであります。

では、基本的な部分のご説明済みということですので、交通の面からご説明させていただきたいと思います。メインの道路は国道8号に面しておりまして、北からいらっしゃるお客様というのは、この国道8号を通過して店舗の駐車場に入ってくださいまして、裏に、また川沿いのところに道がございますので、そちらの道からご退店いただくといったような形で店舗運営させていただいております。また、南側から来るお客様というのは、この川沿いの道を通りまして店舗のところに入ってくださいまして、国道8号のほうからご退店いただくといったような形で、道路の退出計画を立てております。

ちなみに、現況に将来の交通を落とした部分でございますが、開店前と開店後のシミュレーション上の数値でございますが、現況で交差点の利用率が、八幡東町交差点では0.64、開店後のシミュレーションをいたしましても0.69ということで、新規に発生する交通量をすべての動線に乗せた上でも、非常に大きな交差点でありますし、店舗が比較的小さくて影響がそれほどないものですから、ほぼ現況と

変わらないといったような結果が出ております。休日も同様に0.63から0.67ということで、予測では混雑度、交差点飽和度ともにすべて0.8以下となりまして、来店客による交通の影響というのは余り考えられないだろうといったところでございます。

既存店でございますので、当然所轄の警察署さんはこちら辺の問題点も御存じですので、事前に協議させていただいた際に、現状、何か問題点等は発生しておりませんかというところもお伺いしたんですが、この三洋堂書店による具体的な問題というのは特になかったようなこともお伺いしておりますので、交通の点に関しては、周辺の住民の皆様にご迷惑をかけるようなことは余りないのかなというふうに考えています。

ただ、1点、国道8号側沿いのほうにちょっとした植え込みがございまして、そこに雑草とか背の高いものが生えると視界が遮られるといったようなご指摘がありましたので、そのあたりというのは、十分視界性を確保して営業できるようにという形でやらせていただいています。

続きまして、騒音のほうにいかせていただきたいと思いますが、まず騒音に関する図面をご覧くださいませでしょうか。図面番号のP 9となります。今回、私どもは東西南北それぞれで、騒音のシミュレーションをさせていただきました。ただ、このお店は、北側は店舗でございまして商業施設が入っております。南側は倉庫となっております、南北それぞれ住宅というのは一切ございません。西側は国道8号を挟んで反対側に随分離れたところでございますが、1階建ての店舗がございまして、住宅というのは東側の川を挟んだ反対側、距離にしますと随分あるんですが、そちらのほうに住居があるといった形になっております。等価騒音レベルのほうは、シミュレーションした結果、すべて基準値を下回っております、問題は全くないというふうに考えています。

続きまして、最大値でございますが、こちらのほうで予測点a、cにおいて、要は北側の商業施設に面する点と、南側の倉庫に面するところでございますが、そちらの2か所で合成騒音が基準値を上回るレベルとなっております。ただ、こちらは民地側、要は相手側のほうに入りますとAとC、そちらのほうに行きますと基準値を下回っておりますし、そもそもこちらのほうはずっと商業施設が続いております。

て、いわゆる住宅という形ではございませんので、周辺住民の方にこれによって大きな影響を与えるといったことは一切ないというふうに考えております。ちなみに、Bのところでは距離が随分ございますので、ほぼこのお店による騒音の影響はないのかなと考えています。

続きまして、防犯の面でご説明させていただきますけれども、三洋堂書店では、こちらの滋賀県さんではございませんが、愛知県のほうで万引き防止協会の理事といったようなこともやらせていただいております。非常に防犯には力を入れております。ですので、店舗の出入口には防犯ゲートを設置しまして、万引き等が起きないように十分配慮しておりますし、店内にも防犯カメラを設置して、そういったことが起きないように形ですは対処することにしてあります。また、万が一、万引き等が起きた場合も、必ず警察の方にご連絡するといったような形で、必ず犯罪をなくそうといったような方向で運営をさせていただいております。

また、犯罪や非行少年の蝟集、それらを防ぐために店員による見回りというものを実施させていただいております。そのあたり、今まで営業しておりますも、そういったような問題というのが起きておるといってもございませんので、今後も引き続き、そういった防犯の面でも警察、自治体の方とご相談させていただきながら、実施させていただきたいというふうに考えております。

また、周辺には療養所ですとか社会福祉施設等の公共的なものというのはいりませんので、そのあたりは問題ないかと思っております。また、通学路のほうも、こちらの近辺には通っておりませんので、登下校時の子どもの安全という面でも大きな問題はないのかなというふうに考えております。

続きまして、BGM等の営業宣伝ですけれども、これは外部に向けて音楽を鳴らすとか、そういったようなことは一切やっておりませんので、こういった点でも問題はないかと思っております。

あと、荷さばき等に関する騒音でございますが、私どもの営業しております形態が本屋ということですので、スーパーさんのような形で頻繁に搬入があるわけでもございません。多い日で一日に3回といった量でございますし、店舗の開店自体が10時という形で比較的遅いということもございまして、その間、9時とかそれぐらいに来たりとか、平日の昼間もそれほどお客様がいらっしゃる時間帯ではない

ものですから、そういった時間に搬入しまして、錯綜の面でも余り問題はございませんし、台数が少ないといった点でも、周辺の住民の方にご迷惑をかけている点は余りないのかなと考えております。

最後、リサイクルについてでございますが、当社で発生するごみというものは、主にビニールとか紙で、普通のご家庭でも出るようなごみとか、本を搬入する際の段ボールとか、そういったものというのは基本的にリサイクルさせていただいています。本屋の形態として必ず返品等が発生しますので、その際にその段ボールを使って返品するといったような形でごみのリサイクルにも取り組んでおりますので、いわゆるスーパーさんというようなところよりも、発生するごみというものはかなり少なくなっております。

あと、屋外照明のほうは日没30分前につけさせていただきまして、閉店後は、駐車場については30分後、広告塔のほうは閉店後直ちに消灯といった形で対応させていただいております。

概要としては、以上でよろしいでしょうか。

会長：ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見をお受けしたいと思うんですけども、三洋堂書店さんに対する質問は、設置者がおられます間にお受けしたいと思っておりますので、何かございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

最初、ご説明にもございましたように、現に営業されているお店ですし、物販とレンタルの面積の割合を変更されるということでございまして、本来、軽微といえないこともございませんが、ルールでございますので、ご質問いただけたらと思います。

どうぞ。

委員：まず、県のほうに関連でお聞きしたいんですけども、この一連の手続の中で建物ができるときに、どういう影響があるかを調べることはわかったんですけども、今回の件に関しては現実には問題にならないと思うんですけど、一般論としてお聞きしたいんです。

つくる途中でのいろんな騒音とか、むしろそっちのほうが大きいかもかもしれないと

思うんですけども、そちらについては大店法の中では余り規定がないように思うんです。それは、ほかの法律があるから、あくまでもこの法律は、できたときにどうなのかということだけの規定であると、そういう理解でよろしいですか。

事務局：そうです。開業後です。

委員：開業後のということですね。ですから、つくっている途中での騒音とかは別のもので扱おうと、そういう理解でいいわけですね。

事務局：そうです。

委員：わかりました。

そうしましたら、そういう前提で参考までにお聞きしたいんですけども、今回、建物の中を物品等の範囲を広げますよね。それというのは、現実にはどのぐらいのリスクがかかるものでしょうか。そのやっている途中で、何か大きな音とか、多くの車の出入りというようなことが現実にはあるのでしょうか。

会長：いかがでございましょうか。

建物設置者：ご質問ですけども、確かに中を改造するのに音は、オーバーに申し上げますと、します。理由は、棚というのは金属でございまして、あれの中に物を乗っけている部分を降ろして、あれをいったんある程度崩しまして、組み替えるといえますか、それからレンタルの棚を本の棚に変えるとか、あれは微妙に違っている棚でございまして、そういうのはある程度ございます。

ただ、中でやる仕事でございまして、いわゆるテナントインといえますか、お店の中でやると隣のお店はたまらないということでしょうけども、ああいうふうに一戸建ての中でやる部分とすると、当然閉めてやらさせていただきますので、騒音的には外に向かっていくものはほとんどないと思います。

それと、車については、我々の社内で応援に来る者を除けば、建設会社さんの車が数台来るのが関の山で、そういうのは何トン車のダンプカーが来ますという部分ではございませんので、せいぜい棚を持ち込む部分を少し入れ替えれば済むもので、あとはごく普通の、昔流に言えば大工さん、左官屋さん、そういう数人が来て組み替えて、それからレイアウトといえますか、飾りを取り替えるといえますか、取り替えたときに帰ってきていただいたら、ちょっとイメージが変わると、それから売り場も組み合わせが変わるという程度ですので、外に向かっての騒音というのは比

較的ないと思っています。

委員：工事は何日ぐらいで。

建物設置者：始めて、終わるまでには、通常の中で言うレイアウトの変更でやっていくとせいぜい1週間ぐらいで、営業を止めるのは、部分的には3日間ぐらいというのが私どものパターンで現在はやっています。

会長：ありがとうございました。

ほかに、ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

委員：念のためお聞きしたいんですけども、左折イン、左折アウトを原則にされているということですけども、現状、右折で入っていくような、8号線とかで、そういう車はありますでしょうか。

建物設置者：あれは、道路に分離帯が敷設してありますので、絶対に右折インはできないですね。

委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：ほかに、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

どうも、ご苦勞様でございました。これにて終わりますので、ご退出いただいて結構でございます。

建物設置者：どうもありがとうございました。

2. 審議

(1) 「三洋堂書店長浜店」の新設届出に係る審議

会長：それでは、三洋堂書店長浜店の届出内容について審議をしてみたいと存じます。何かご意見、ございますでしょうか。

ご発言はございませんでしょうか。

それでは、特にご意見もないようでございますし、地元の市および住民の皆さんからの意見もない。それで、先ほど委員からのご質問もございましたが、特にこの三洋堂書店長浜店の出店に関しまして、これを直接問題視するというものでもございませんでしたので、皆様方にお諮りを申し上げたいと思いますけれども、この件につきましては「意見なし」ということで答申させていただいて、よろしいでしょ

うか。

〔「結構です」との声あり〕

それから、附帯意見でございますが、これについても「特になし」ということで、よろしゅうございましょうか。

〔「はい」との声あり〕

ありがとうございます。

本来、私のほうから、これでいかがですかと申し上げるといのは少し拙速でございますけれども、皆様方のご意見を拝聴しまして、こういう形でご提案させていただいた上で、お認めいただくという形を今回はとらせていただきました。

今後は、いろいろと意見の分かれることも当然ございますから、その場合には採決をさせていただくということもございますけれども、今回は、およそ皆さん方のご意向がこういう形かなと思われましたので、まず提案させていただいていることをご了解ください。

それでは、本日の案件につきまして、確認のため、審議結果を事務局からご報告いただけますでしょうか。

事務局：本日の三洋堂書店長浜店ですけれども、「意見なし」ということです。附帯意見も「特になし」ということです。

議題2 報告

(1) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きにより 審議会の議決を経ない届出について

会長：ありがとうございます。

次に、滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きにより審議会の議決を経ない届出がございますので、事務局からご説明をお願いします。

事務局：それでは、説明させていただきます。

資料の最後のページ、4の一枚物の資料がついていますので、それをご覧ください。案件は、(仮称)琵琶湖・守山リゾートSC、現在、琵琶湖クルージングモール“ピエリ守山”となっている店舗でございますが、ご存じかと思えますけれども、平成20年9月に琵琶湖大橋東詰にオープンした大型のショッピングセンターで

ざいます。

今回の変更届出ですけども、荷さばき時間が「午前9時から翌午前4時まで」だったのを、「午前9時から翌午前6時まで」に変更するものでございます。そのみの変更でございます。

変更の理由としましては、ピエリ守山に入っている一つの店舗ですけども、商品の現地調達を進める予定だったんですが、予定どおり進まなかったということで、本社があります岐阜県の配送センターのほうから配送することになりましたので、配送時間が長時間かかるということで到着がおくれる可能性があるため、4時まで終わる予定だったのが、6時までになったということでございます。

ただし、搬入車両の台数が増えて、新たな騒音が発生するものではありません。また、地元の市町住民の方からも意見がないということでございますので、審議省略して差し支えないものと考えております。

また、本日欠席されていますけども、騒音のご専門の委員のほうに照会しておりましたが、ピエリ守山の隣に研修宿泊施設があるんですけども、そちらのほうで現状問題が生じていないのであれば、騒音に関して審議省略して問題ないのではないかとということでございました。それで、研修宿泊施設の支配人に確認しましたけども、騒音に関して問題は生じていないということでございました。

会長：ただいまの審議会の議決を経ない届出でございますが、何か、これにつきましてご質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本日の議題につきましては終わりましたので、その他で連絡事項がございましたら、お願いします。

(2) その他

事務局：本日お配りしたA4一枚物の資料で、大店立地法届出処理進捗状況と書いてある資料ですけども、これが今現在届出られている案件でございまして、1番目の三洋堂書店長浜店と、琵琶湖・守山リゾートSCは本日済みしましたので、3つ目のブックオフ駒井沢店からは次回以降の審議会でご審議いただくということになっております。

地元の意見照会期限が終わってから審議にかけていきますので、例えば（仮称）ブックオフ駒井沢店でしたら3月23日が照会期限ですので、それ以降ということで行きますと、予定としましては5月の中旬か末ぐらいに次回の審議会を開催させていただいて、まず、ブックオフ駒井沢店ほかの店舗、3つあたりを次回の審議会でご審議いただきたいと思います。下の5つは、2回目以降の審議会でご審議いただけたらと考えております。

また、審議会の開催日に当たりましては、事務局からまたご照会させていただきます。今回、委員の方からご提案がありまして、開催日を決めるのに、3日とか4日とか候補日を決めてからやったほうがいいのではないかという意見がありますので、事務局のほうで相談して、できれば候補日を決めてから、皆さんに照会して開催日を決めていきたいと考えております。

会長：多少、候補日を絞り込んだ上でと、はい、わかりました。

それでは、全体を通しまして、何か皆様方からご発言ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局にお返しいたします。あと、よろしく申し上げます。

〔閉 会〕

事務局（土屋課長）：ただいま審議のほうを終了していただきまして、ありがとうございます。

会長さんのほうからは、本日付で、知事あてに答申していただくことになっておりまして、それを後日、改めてまた文章にして、委員の皆様にご報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

本日は、第1回ということで案件も少なかったということですので、これでスムーズに審議が進みました。本当にありがとうございました。

また、次回以降、よろしくお願ひしたいと思ひます。本当に、どうもありがとうございました。

〔午前11時20分 閉会〕